

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2021年度第8号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年11月29日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2022年1月6日付け21町都開第275号(2021年度第8号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年7月15日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2021年7月29日付け21町都開第116号で行った公文書部分公開決定において、非公開とした部分のうち、「安全対策」については公開すべきであるが、その他の実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年7月29日付け21町都開第116号をもって行った公文書部分公開決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前のもの。以下「旧条例」という)第6条の規定により、2021年7月15日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、

「2021年3月19日の電話のもととなる「宅地の安全対策について（通知）」を対象とする公文書公開請求を行った。

2 処分庁は、「19町都開第196号2020年2月28日「宅地の安全対策について（通知）」を対象文書として、2021年7月29日付け21町都開第116号「公文書部分公開決定通知書」で審査請求人に対して、公文書部分公開決定処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2021年10月1日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2021年11月12日付け21町都開第250号「弁明書」により弁明した。

5 審査庁は、旧条例第10条第2項の規定に基づき、2022年1月6日付け21町都開第275号「公文書部分公開決定処分等に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2023年3月29日 審議

2023年4月24日 事情聴取

2023年6月16日 口頭意見陳述

2023年7月31日 審議

2023年9月25日 審議

2023年10月23日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において主に次の主張をした。

部分公開の理由として、特定の個人が識別され又は識別されうるものであるため、及び、公開することにより事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるためとされているが、住所については、当事者間では既知の事実であり、公開できない理由が理解できない。

2 処分庁は、弁明書において、主に次の主張をした。

非公開とした部分のうち、「住所、氏名、1 宅地等の所在地、2 安全対策」については、通知先の氏名、住所、特定の地番及び個別案件の内容が記載されており、公開することで特定の個人が識別され、その結果、当該個人の権利利益を侵害する恐れがあることから、旧条例第5条第1項第

1号に該当するものとして、非公開とした。

また、「2 安全対策」については、市が行政指導として宅地を常時安全な状態に維持する手段を通知したものである。本件については請求人が「2021年3月19日の電話のもととなる」との記載にみられるとおり、特定の対象者を念頭において請求を行ったと思われるため、内容を公開することで当該対象者にとって不利益となる恐れがある。結果、対象者から市への信頼を損なうおそれがあり、事業の公平かつ適正な実施を著しく困難にするものであるから、旧条例第5条第1項第4号に該当するものとして、非公開とした。

3 審査請求人は、反論書において主に次の主張をした。

2021年3月19日の電話のもととなる「宅地の安全対策について（通知）」の請求に対し、なぜ、本件対象文書が公開されたのかということそこに疑義がある。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求の対象となる文書は、審査請求人の行った2021年7月15日付の公文書公開請求のうち、「2021年3月19日の電話のもととなる「宅地の安全対策について（通知）」に関するものである。これに対し、実施機関は「19町都開第196号2020年2月28日「宅地の安全対策について（通知）」を特定し、2021年7月29日付で旧条例第5条第1項第1号及び第4号に該当する部分を非公開とする部分公開決定を行った。

審査請求人は、本件処分を不服として非公開部分の公開を求める審査請求を行った。

2 本件非公開情報について

本件文書は、特定地点に対する「宅地の安全対策について（通知）」であり、当該擁壁等の所有者ないし管理者の氏名、住所、擁壁等の所在する宅地の住所、求める安全対策などの記載項目で構成されている。「安全対策」は、「擁壁の補強、改善」、「擁壁の設置」、「排水施設の整備」、「法面保護」、「その他」から実施の検討を求めた項目を選択し、「その他」を選択した場合はその内容を記載するものとなっている。これらのうち、擁壁等の所有者ない

し管理者の住所、氏名及び当該宅地の住所については旧条例第5条第1項第1号に該当し、「安全対策」については同第1号及び第4号に該当するとし実施機関は非公開と決定しているので、それぞれ以下検討する。

3 擁壁等の所有者ないし管理者の住所、氏名及び当該宅地の住所について (1) 旧条例第5条第1項第1号について

本号は、個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものを非公開とする旨規定している。これは、個人に関する情報が一度公開されると当該個人に対して回復しがたい損害を与えることを踏まえ、特定個人の識別性を要件としているものである。個人の識別性とは、特定の個人が判別できる、または判別できる可能性があるもののほか、当該情報から直接特定個人は判別できないが、他の情報と結びつけることで判別できるものも含まれると解されている。

ただし、法令の規定で一般に公表等されている場合（但し書きア）、当該個人が公開に同意していると明らかに認められる場合（同イ）、当該個人の公的地位または立場に関する情報で公開することが公益上必要と認められる場合（同ウ）、法令の規定に基づく許可、免許、届出その他のこれらに類する行為に際して作成・取得されたもので、公開することが公益上認められる場合（同エ）については、非公開とする個人情報の範囲から除外し公開するものとしている。

(2) 非公開情報該当性について

本件非公開部分は、擁壁等の所有者ないし管理者の住所、氏名及び当該宅地の住所で、いずれも特定個人が識別される情報である。したがって、旧条例第5条第1項第1号に該当するので、各但し書きに該当するかを検討する。

擁壁等の所有者ないし管理者は、当該宅地の所有者である場合とそうではない場合がある。土地の所有者であれば不動産登記簿により、法令の規定により一般に明らかな情報と言えるが、各擁壁等の所有者ないし管理者が土地の所有者と一致しているか否かは、「宅地の安全対策について（通知）」では確認することができない。「通知」があくまでも所有者ないし管理者に宛てて出されていることを踏まえると、但し書きアの定める法令の規定により明らかな情報とは言えない。

また、「通知」について、擁壁等の所有者ないし管理者が公開に同意していると明らかに認められる事実関係はなく、法令の規定に基づく許可等に関して実施機関が作成・取得したものと認められないため、但し書きウ及びエにも該当しない。

したがって、当該非公開部分について旧条例第5条第1項第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

4 「安全対策」について

(1) 旧条例第5条第1項第4号について

本号は「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非公開と定めており、公開することによる支障が一般的なおそれではなく、「事務事業の実施の目的を失わせる」程度のものであるか、「著しく困難と認められる」程度のもものと認められるものであることを要件としている。

本件非公開部分に照らせば、擁壁等の安全管理に関する実施機関の事務事業に一定の影響を与えるにとどまらず、事業の実施目的を失わせる程度のものであるか、適正・公正な事務事業の実施が著しく困難になる程度のものであるかといった支障の程度を検討する必要がある。

なお、当該部分は旧条例第5条第1項第4号に加えて同第1号が適用されているが、これについての解釈等は前掲のとおりである。

(2) 「宅地の安全対策（通知）」に係る業務について

宅地造成等規制法第16条第1項は、宅地造成工事規制区域内の宅地所有者、管理者等の安全管理に関する努力義務を定め、同条第2項で宅地造成等に伴う災害の防止のために必要があると認める場合は、都道府県知事等が災害防止のために宅地所有者、管理者等に対し勧告、あるいは同法第17条第1項に基づき改善命令を行うことができると定めている。勧告等の対象となるか否かについては、国土交通省による「宅地擁壁老朽化判定マニュアル」を参考に点数化して判断され、勧告及び改善命令の対象とはならないが、安全管理上留意すべき点がある場合に「宅地の安全対策(通知)」(以下「通知」)が送付されている。

同法は、都道府県知事等が改善命令を行う際に、立入検査させることができると定めているが、改善命令に該当しない場合の擁壁等に対する調査権限は定めていない。そのため、通知の対象となる地点に対して実施されている点検等は、所有者ないし管理者の任意の協力により実施されているものということができる。

(3) 旧条例第5条第1項第1号該当性について

実施機関は、「安全対策」について、それだけでは特定個人を識別できないが、他の情報と照合することで識別性が生じると主張している。

「安全対策」は、個別の地点について、具体的な状況や改善事項を個別に記載するのではなく、あらかじめ用意された項目から選択するものとなっている。選択項目は、「擁壁の補強、改善」、「擁壁の設置」、「排水施設の整備」、「法面保護」、「その他」となっており、擁壁等に関して一般的に安全管理上確認を要するものにとどまる。いずれを選択したのかが明らかになっても、擁壁等が市内に多数存在することを考慮すれば、それだけをもって具体的な地点を特定することは困難である。また、他の情報と照合したとしても、一般人が入手できる情報をもって、具体的な地点が特定されるということとはできない。ただし、「その他」の任意記載欄に擁壁等の固有の状況が記載されている場合は、その内容を踏まえて個別に判断する必要がある。

本件公開請求に関してみると、特定日の電話のやり取りになった「通知」の公開を求めており、請求人は特定の地点を念頭に置いたものということもできる。しかしながら、請求に対して本件文書を特定し部分公開決定を行っていることから、請求対象文書を特定したことをもって、個人情報を明らかにするとの判断は認められない。このような実施機関の判断を踏まえると、擁壁等の所在地、所有者ないし管理者の氏名・住所という個人情報を非公開とすれば、その他については個人の識別性は認められず、旧条例第5条第1項第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

(4) 旧条例第5条第1項第4号該当性について

本件通知に係る事務事業は、擁壁等の所有者ないし管理者の任意の協力の下で行っていることから、実施機関は点検結果が公になると、対象者が点検結果自体を懐疑的にとらえてしまう事態や、市に対して不信感を抱く事態が

目的達成の妨げになると主張している。また、第三者から対象者への不当な責任追及、誤解、トラブル、信用棄損の発生等が生じ、事務事業の遂行に著しい支障が生ずると主張している。

確かに「通知」に係る業務は任意の検査であるため、強制的に行う権限を実施機関は有しておらず、対象者の協力のもとに実施する事務事業と言えるものである。しかしながら、実施機関の主張する対象者が点検結果自体を懐疑的にとらえてしまう事態や、市に対して不信感を抱く事態、第三者からの対象者への不当な責任追及等が生じるとの主張は、地点が特定されたことにより生じる得るものである。また、実施機関の主張する第三者から対象者への不当な責任追及、誤解、トラブル、信用棄損の発生等についても、地点の特定をもって生じるものである。

既に判断したとおり、「安全対策」は旧条例第5条第1項第1号に該当するとは認められず、本件文書について言えば、開示されても地点や所有者あるいは管理者が明らかではない擁壁等について、どのような安全対策が通知されたかがわかるにとどまる。したがって、地点を特定する所有者ないし管理者に関する情報、および地点に関する情報を非公開とすることで、実施機関が主張する事態が生じ、事務事業の遂行に著しい支障が生じると言うことはできず、旧条例第5条第1項第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

5 結論

以上のとおり、処分庁が行った本件請求対象文書を旧条例第5条第1項第1号及び第4号に該当するとして非公開とした部分のうち、「安全対策」については公開すべきであるが、その他の実施機関の判断は妥当である。